

岩手県告示第 308 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院、診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
釜石市立平田診療所	釜石市大字平田第 3 地割 16 番地	平成 19 年 3 月 31 日
釜石市民病院	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	〃